

2019年3月26日

各位

株式会社 みちのく銀行

六ヶ所村の地方創生への取組み
（【フラット35】子育て支援・地域活性化型）支援について

みちのく銀行（頭取 藤澤 貴之）は、六ヶ所村と独立行政法人住宅金融支援機構が2019年3月26日（火）付で締結した「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型」協定に対する側面支援を実施いたします。

六ヶ所村での子育て世帯が住宅を取得する場合、移住を目的とした住宅を取得する場合に「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型」をお申込みいただいたお客さまに対し、融資手数料を引き下げいたします。

当行は、今後とも地方創生、地域活性化に向けた取組みを支援してまいります。

記

1. 実施内容

- ①商品・・・<みちのく>長期固定金利型住宅ローン（機構買取型）【フラット35】
- ②内容・・・ご融資時にいただく融資手数料を引き下げいたします。
手数料定率タイプ 通常 融資金額×2.16% ⇒ 1.08%

2. 取扱開始日

2019年4月1日（月）

以上